

北九州市企業版ふるさと納税を活用した私立学校支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市が義務教育期の子どもたちの確かな学力や体力、豊かな心を育む特色ある教育環境の整備のために行う補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、市内の私立小学校及び私立中学校並びに専ら外国人を対象とし、小学校及び中学校に準ずる教育を実施する施設で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第2項において準用する同法第4条の規定により設置認可を受けた学校（以下「私立学校」という。）を設置する学校法人とする。

2 前項の私立学校は、学校教育法第4条第1項及び第134条第2項に規定する認可を申請中の私立学校を含むものとする。

3 第1項の対象となる学校法人は、次条に基づく登録をしなければならない。

(補助の対象となる私立学校の登録)

第3条 市長は、前条に規定する学校法人から北九州市企業版ふるさと納税を活用した私立（小・中）学校支援事業参加申込書の提出があった場合には、提出された私立学校を補助の対象校として登録する。

(登録の辞退)

第4条 前条の規定により登録を受けた私立学校が当該登録を辞退する場合には、当該私立学校を設置する学校法人から北九州市企業版ふるさと納税を活用した私立学校支援事業登録辞退届を市長に提出するものとする。

(登録の抹消)

第5条 市長は、第3条の規定により登録を受けた私立学校について、次の各号のいずれかに該当する事実が認められた場合には、当該登録を抹消するものとする。

- (1) 第2条第1項及び第2項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) その他、補助の対象者としてふさわしくない行いがあったとき。

(企業版ふるさと納税の活用)

第6条 補助は、第3条の規定により登録を受けた私立学校への支援を目的として市が受け付ける、企業版ふるさと納税（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定する法人からの寄附をいう。）による寄附金を活用することとする。

2 企業版ふるさと納税による私立学校への寄附は、特定の私立学校を指定して行うことができる。このとき、指定された私立学校（以下「指定校」という。）を設置する学校法人に対しては、当該寄附額の100分の90の額を交付し、100分の10の額については、北九州市私立学校振興助成補助金交付要綱及び北九州市私立外国人学校補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、前項に規定する私立学校（指定校を除く。）に

係る事業に充てるための費用として、当該私立学校を設置する学校法人に交付する。

- 3 前項による寄附は、特定の私立学校を指定せずに行うことができる。
このとき、当該寄附額は、交付要綱に基づき、第1項に規定する私立学校に係る事業に充てるための費用として、当該私立学校を設置する学校法人に交付する。
- 4 この事業に係る企業版ふるさと納税の寄附受付額は10万円以上で1万円単位とし、受付期限は毎年度市長が定める日までとする。

(寄附金額の通知)

第7条 市長は、指定校への寄附金額について、私立学校を設置する学校法人へ通知するものとする。

(予算措置)

第8条 第6条第1項の規定による寄附として受領した寄附金は、同条第2項の規定により補助金として交付するまでの間、北九州市企業版ふるさと納税基金条例（令和7年北九州市条例第2号）により設置する北九州市企業版ふるさと納税基金に積み立てるものとする。

(補助対象事業)

第9条 補助金（第6条第2項及び第3項の規定による交付要綱に基づき交付するものを除く。以下同じ。）の交付対象となるのは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特色ある教育の提供事業
- (2) 教育環境の充実のための整備事業

(補助対象経費)

第10条 補助金の交付対象となる経費は、前条に規定する事業を行うために必要な経費であって、別表に掲げるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 人件費
- (2) 法令又は公序良俗に反する事業への経費
- (3) その他社会通念上不適切と認められる経費

(補助金の額)

第11条 補助金の額は、補助金交付申請を行う年度の予算の範囲内において第9条に規定する対象事業に要する経費とする。

- 2 前項の規定による補助金の額は、補助金交付申請を行う年度の前年度に受け付けた寄附のみを原資とする。

(補助の期間)

第12条 第9条に規定する補助対象事業の補助期間は、交付を決定した日からその年度末までとする。

(市の他の制度との併給制限)

第13条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、同一の事業について同一年度中に国又は地方公共団体その他公的機関が実

施する事業の補助金等の交付を受けることができない。

(補助金の交付申請)

第14条 申請者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第15条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、学校教育法第4条及び第134条に規定する所轄庁（都道府県知事）が学校の設置者又は学校に対し法令の規定に違反している等の理由により処分を行ったときは、補助金を交付しないことができる。

(実績報告)

第16条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、当該補助事業完了後20日以内に補助金に関する実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、関係書類の審査及び必要に応じて行う現場確認検査等により、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金確定通知書により当該申請者に通知する。

(証拠書類の整備)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る書類を整備し、これらの書類を5年間保存しなければならない。

(調査に対する協力義務)

第19条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の使途に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、その一部又は全部を返還させなければならない。

- (1) 所轄庁から学校の設置について認可を受けられなかったとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 第14条第1号に規定する事業計画の一部又は全部が実施されなかったとき。
- (5) 補助事業の実施にあたって剰余金が生じたとき。(補助金交付の決定)

取消は除く。)

- (6) 所轄庁から、法令の規定に違反している等の理由により、処分を受けたとき。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
 - (8) その他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長が補助金交付の決定を取り消した場合に、補助金の交付の対象となる事務又は事務を行う者に生じた損害について、市は賠償の責めを負わない。

（補助金の取扱い）

- 第21条 市長は、前条第1項の規定により返還された補助金及び第15条第2項の規定により交付しない補助金については、当該年度の私立学校に係るその他の事業等北九州市の地方創生支援策に振り替えることができるものとする。
- 2 第6条第2項の規定による交付要綱に基づき交付されたものも、前項と同様の取扱いとする。

（寄附の取扱い）

- 第22条 企業版ふるさと納税による私立学校への寄附のうち、この要綱及び交付要綱に基づき私立学校に交付するものを除き、当該年度の私立学校に係るその他の事業等北九州市の地方創生支援策に振り替えることができるものとする。

（補助金等交付規則との関係）

- 第23条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）の定めるところによる。

（委任）

- 第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は政策局長が別に定める。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第25条 第14条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行わせることができる。
- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第14条に規定する書面等により行われたものとみなす。
- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

付 則

この要綱は、令和5年10月3日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

対象事業	対象経費
特色ある教育の提供事業	1 教材費（テキスト作成・購入等） 2 広報費（広告、ホームページ関連経費等） 3 消耗品（事務用品購入等、1点が5万円未満のもの） 4 旅費（外部からの講師や児童の語学研修等に係る交通費及び宿泊費） 5 謝金（外部講師報酬等） 6 その他市長が特に必要と認める経費
教育環境の充実のための整備事業	1 借上料（機材、その他リース料等） 2 建物等施設に関する経費（学校施設の整備、修繕等） 3 備品購入経費（パソコン、テレビモニター等、1点が5万円以上のもの） 4 その他市長が特に必要と認める経費